

商工連ながの

2011.8
VOL.346

題字は佐藤県連会長

商工連通常総会を開催

観光地の安全・安心アピール事業実施を緊急提案
県青連/県女性連通常総会・リーダー研修会
中小企業支援ネットワーク事業がスタート
「未知を歩こう。信州2011」観光キャンペーン
商工会はいまーVol.84 富士見町商工会
長野県のイベント情報
経営ワンポイントアドバイス
高齢従業員の継続雇用に関して

法律ワンポイントアドバイス

退職・解雇の基礎知識

この人に注目ーVol.88

栗庵風味堂 大窪 幹夫 氏/アクアクララ北信州 福原 初 氏

伝言板/信州お出かけ食ベルート

北アルプス満喫! いいとこどりコース
夏の安曇野 思いっきり体験・体感ツアー

長野県商工会連合会のホームページ・E-mail アドレス
<http://www.nagano-sci.or.jp/>
shokoren@nagano-sci.or.jp



東洋一のパラボラアンテナ

「臼田宇宙空間観測所」にある東洋一の大きさを誇る直径64mのパラボラアンテナ。あの小惑星探査機「はやぶさ」や金星探査機「あかつき」の電波を受信し、JAXAへ送りました。(写真提供 臼田町商工会)

「県の観光地の安全・安心アピール事業を緊急提案にて採決！」

商工連 通常総会を開催

商工連は五月三十日、塩尻市内で全県下から商工会長及び関係者約九十名が出席して、通常総会を開催し、平成二十二年度の事業報告と決算等の提出議案が原案どおり承認されました。

通常総会に先立ち、この度の東日本大震災で犠牲となられた方々へ黙祷が捧げられました。

総会では佐藤会長より、東日本大震災で犠牲になられた方への哀悼及び東日本大震災及び県北部地震で被災された方へのお見舞いを申し上げた後、『会員企業を取巻く経営環境は、昨年の円高、レアアースの輸出制限、さらに、この三月の東日本大震災、県北部地震の影響により、大変厳しい経営状況であった。しかしながら、平成二十二年度は商工会法施行五十周年の記念すべき年として、各商工会のご理解・ご支援を賜り、記念式典の開催、記念誌の発行等の記念事業が予定どおり実施できたこと、また、補助対象職員の商工連帰属化が確立されたことにお礼を申し上げ、事業面では、経営指導員との連携による業種別の産業支援指針の策定、



挨拶する佐藤会長



通常総会の様子

高度専門的な課題解決のための中小企業応援センター事業の実施、創業塾・経営革新塾の開催、県青連・県女性連では、信州DCへの協力の一環として「信州お出かけ食べルート」の県への提供等実施することができました。各商工会のご協力に対し、感謝を申し上げ、厳しい経済状況ではありますが、被災地のため、長野県のために積極的な経済活動をお願いしたい」との挨拶がありました。

なお、総会の席上、商工貯蓄共済等の各種事業の表彰も併せて行い、さらに、長年にわたり長野市商工会長を務められ、そして平成七年から十八年まで商工会連合会長としてご尽力をいただき、この度、長野市商工会長を退任された窪田信一様に、佐藤会長より特別感謝状並びに記念

品の贈呈が行われ、長年の御苦労に対し感謝の意を申し上げます。

また、県北部地震による風評被害等により、県内への観光客は激減しており、観光立県である長野県の観光関連業者の厳しい経営環境を鑑み、被災地の復興状況等を踏まえながら、本格的なスキーシーズンを迎える前に、毎年十月に開催している会長会議に併せ、県内の観光地の安全・安心を県外、海外にアピールし、全県の観光振興に寄与するためのセレモニーを被災地である栄村・野沢温泉村にて開催したい旨の緊急提案が細野専務理事からあり、出席した商工会長全員の賛同をいただき、実施することが決定されました。



退任された窪田信一様

「さわやか信州省エネ大作戦」へのご協力を

長野県では、浜岡原発の停止による電力の逼迫という厳しい状況を踏まえ、六月十五日に「さわやか信州省エネ大作戦」をスタートしました。このことは、経済活動や県民生活に支障を及ぼさない範囲内において、県民総ぐるみで節電、省エネ対策に取り組む必要に迫られており、特に夏の電力消費量のピーク時である平日の午後一時～四時において、ピークシフト等により、昨年比△五％の節電を行い、電力の確保を目的としています。つきましては、企業の皆様におかれましても趣旨にご理解を賜り、節電対策にご協力を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

節電の対策メニューは次のようなものがあります。

不要な照明の消灯・冷房の設定温度は28度に設定
長時間席が不在の場合はパソコンの電源を切る・会議については可能な限り電力ピーク時を避け午前中に開催する・操業しない時は設備の電源を切るなど

なお、商工会で実施する節電対策については、HP等でご連絡いたしますので、ご理解とご協力を賜りますよう、よろしく願いたします。

県青連

県青連会長に田中良実氏就任

平成23年度通常総会・リーダー研修会開催

県青連は去る5月11日（水）・12日（木）長野市において、通常総会並びに商工会青年部リーダー研修会を開催しました。

提出議案は全て原案どおり承認決定されました。

また本年度は、役員改選に伴い萩原正貴会長から田中良実新会長へと替わり、新体制がスタートしました。



新会長に就任した
田中良実氏

上田市商工会青年部が、全国統一商工会青年部員増強運動において、部員増加実績が全国5位となり全青連 宮本周司前会長より表彰を受けました。

併せて開催した商工会青年部リーダー研修会では、全青連 宮本周司前会長に「真の経営者を目指して」と題した講演をいただきました。



主張発表大会で
最優秀賞を受賞された
篠原憲文氏

商工会青年部主張発表大会では、県下4地区を代表して、小海町商工会の篠原憲文氏、富士見町商工会の平塚政美氏、大桑村商工会の栗山弘忠氏、信濃町商工会の池田紀昭氏の4名より発表がありました。小海町の篠原氏は経営していた葬

儀場で、レストランを経営する知り合いの青年部員と共に、地元食材を使ったフランス料理を提供するサービスを始めたことを発表し、最優秀賞を受賞されました。

また、主張発表大会の審査員も務めていただいた有有限会社つれづれ遊学舎 武田徹氏に「地域の青年事業者として」と題し講演をいただきました。

2日目は「動けば変わる！人のご縁でつくく生きよう」と題し、有限会社クロフネカンパニー 中村文昭氏に講演をいただきました。

県女性連

主張発表大会最優秀賞は木曾町中井佳子さんが受賞

平成23年度通常総会・リーダー研修会開催

県女性連は、5月20日（金）長野市「松代ロイヤルホテル」において、平成23年度通常総会並びに商工会女性部リーダー研修会を開催しました。

通常総会では、平成22年度事業報告、



挨拶をする
佐々木会長

収支決算報告、平成23年度事業計画などが審議され、原案どおり承認されました。

併せて開催した主張発表大会では、県下4地区を代表して浅科商工会の萩原拓子さん、富士見町商工会の西村悦子さん、木曾町商工会の中井佳子さん、小川村商工会の保科みつ子さんの4名が出席されました。

最優秀賞は、ペンション経営を始めるため50代で大阪から長野に移り住み、初めて関わった商工会女性部の活動で得た経験を発表された木曾町商工会の中井佳子さんが受賞されました。



主張発表大会で
最優秀賞を受賞された
中井佳子さん

また、リーダー研修会では、平成23年度の事業展開について、商工連組織支援課長より説明を行ったほか、県商工労働部労働雇用課課長補佐兼勤労者支援係長の福田雄一さんより、県が取り組んでいる「仕事と家庭両立支援事業」について、企

業の取組むべき内容をお話いただきました。

また、株式会社キースタッフの鳥巢研二先生をお招きし、「魅力ある加工特産品開発のポイント」と題し、お話をいただきました。

参加された女性部の皆さんは、いずれの研修も熱心に受講されていました。

平成23年度、商工会女性部は全国組織化45周年の記念すべき年を迎えました。今後も組織の拡充強化と広い視野に立った事業を実施してまいりますので、関係各位のご協力をお願いいたします。

中小企業支援ネットワーク強化事業

～中小企業の皆さまの様々な相談に応えます～

支援体制・支援方法

中小企業支援ネットワーク強化事業とは…

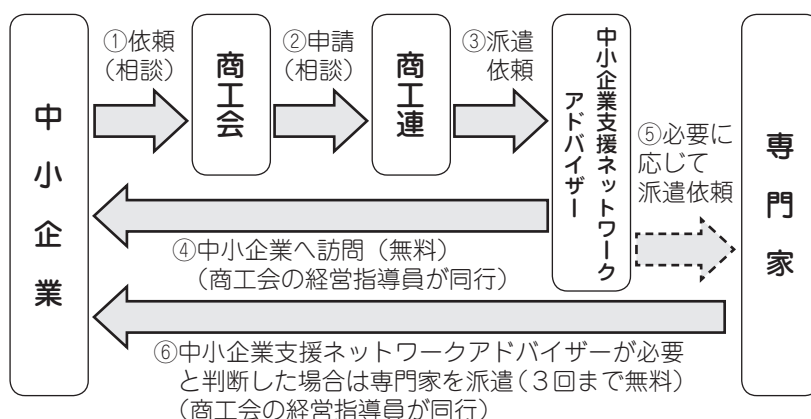
- 1 中小企業が抱える経営課題が高度化する中、関東経済産業局が認定した専門知識と中小企業支援の実績等が豊富な中小企業支援ネットワークアドバイザーが商工会等を訪問し、課題解決のお手伝いをします。(無料)
- 2 中小企業支援ネットワークアドバイザーは必要に応じて、課題解決に適した専門家とともに課題解決にあたります。



主な支援課題

- ・経営革新
- ・地域資源活用
- ・農商工等連携
- ・新連携
- ・海外販路開拓
- ・創業
- ・事業再生及び再チャレンジ
- ・事業承継
- ・ものづくり
- ・ITを活用した経営力強化
- ・知的資産経営 他

相談の流れ



お問い合わせは最寄りの商工会まで

BCP（事業継続計画）策定

セミナー開催のご案内 受講：無料

BCPとは…企業が自然災害などの緊急事態に遭遇した場合に、中核となる事業の継続あるいは早期復旧を可能とするために緊急時における事業継続の方法・手段などを予め取り決めておく計画

東日本大震災後、企業の事業継続計画(BCP)の重要性・必要性が再認識され、また国際標準化(ISO)への動きもあり、BCP策定を考えている企業が増えています。そこで緊急事態に遭遇したときでも被害を軽減し、早期復旧できる企業体質を作るためのBCP策定セミナーを県内4会場で開催します。ぜひ、お近くの会場にご参加ください。

日 程	時間	場 所	定員
平成23年8月25日(木)	13:30 ～ 16:00	飯田市(飯伊地域地場産業振興センター)	各会場 50名
平成23年8月26日(金)		小諸市(小諸グランドキャッスルホテル)	
平成23年9月7日(水)	16:00	塩尻市(ホテル中村屋)	
平成23年9月13日(火)		長野市(メルパルク長野)	

講師 渡辺 英男 氏
 ・(株)渡辺経営コンサルティング
 代表取締役
 ・中小企業診断士
 ・NPO事業継続推進機構
 (BCAO)正会員

お問い合わせ・お申し込み先：長野県商工会連合会(電話 026-228-2110) または最寄りの商工会まで

「未知を歩こう。信州2011」 観光キャンペーン

期間：2011.9.16～12.31

信州デスティネーションキャンペーン(信州DC:2010年10月～12月実施)を一過性のものにすることなく、信州DCを契機とした地域の取組みをさらに発展させ、「宿泊滞在型」、「県内周遊型」観光の進展を図るため、2011年においても、長野県内の観光関係者や自治体等が一体となって、県内全域を対象に「未知を歩こう。信州2011」観光キャンペーンを実施します。

信州を楽しむ**特別企画**が盛りだくさん！ 特別企画に参加して、特典・プレゼントを手に入れよう。

【特別企画1】

「未知を歩こう。信州2011」ウォーキングラリー

対象イベントは約100。“未知”なる信州を歩いて
県内宿泊施設無料ペア宿泊券ほか賞品をGET!

今年は「中山道・三州街道」ウォークも開催

期間/2011年9月1日(木)～12月31日(土)



【特別企画2】

信州ぐるっと“ケータイ”キャンペーン2011

信州のグルメや美術館、博物館を“ぐるっと”巡ろう!
参加は簡単。信州をめぐって信州の特産品をGET!

期間/2011年7月16日(土)～12月31日(土)

<シーズン1>7月16日(土)～9月15日(木)

<シーズン2>9月16日(金)～12月31日(土)

「信州」なび助は、
信州の観光スポット
データ約6,000件から
“今”あなたに
ぴったりの情報を
ご案内します。

信州の観光情報を提供するケータイサイト



今すぐ行こう! スパッと検索!



詳しくは携帯サイトをチェック!
<http://navi-suke.jp/>

[問]026-234-7165((社)信州・長野県観光協会)
[問]026-235-7254(長野県観光部観光振興課)

会員募集中!! ①おトクな会員限定クーポン配信! ②会員限定プレゼント!(信州の特産品など)

【特別企画3】

信州ぐるっと“食と収穫”の祭典キャンペーン

地域ならではの食を堪能!
道の駅、高速道路SA、農産物直売所など、対象施設で参加メニューを食べたり
農産物を購入したりして、信州の特産品が当たるスタンプラリーに挑戦!
さらに「食のコンクール」にも投票。今年は市町村の収穫祭等ともタイアップ。

期間/2011年9月1日(木)～12月31日(土)



【特別企画4】

信州縦断～元気なふるさと収穫祭めぐり～2011

58町村自慢の特産品。県内各地で、自慢の特産品を集めた
この時期ならではの収穫イベントをめぐろう!
さらに詳しい情報はホームページをご覧ください。
⇒<http://machimura-nagano.jp/>

期間/2011年7月～12月



収穫祭めぐり

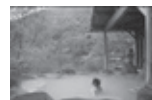
検索

【特別企画5】

宿泊キャンペーン「未知を歩こう。信州2011～もっと体験、もっと感動キャンペーン～」

思わず感動する色とりどりの紅葉。初めて味わう採れたての果物。
信州ならではの多彩な体験。そして信州各地の魅力ある温泉。
この秋は、信州の宿に泊まって見て・食べて・体験してみませんか。

期間/2011年9月15日(木)
～12月31日(土)



詳しくはここをチェック! <http://www.yadonet-nagano.com>

[問]026-266-7575(長野県旅館ホテル組合)

さらに詳しい情報はホームページをご覧ください。⇒ <http://www.shinshu-dc.net>

未知を歩こう信州 検索

信州キャンペーン実行委員会(事務局:長野県観光部観光振興課内)

電話:026-235-7254 E-mail:kankoshin@pref.nagano.lg.jp

Syokukai NOW!

富士見町商工会

南信

Vol.84

「アンテナショップ事業」開始



ポンテの入口

多摩市ショッピングセンター
永山施設内に、
東京都多摩市
(友好都市)と
富士見町の共同
でアンテナ
ショップPonte
te=ポンテ(イタリア語で「架け橋」
などを表す名詞)を昨年七月に開業しま
した。開業当初より、農産物、加工食品
は陳列棚に並ぶと同時に即購入され、非
常に人気が高く好評を得ています。ま
た、町の観光PR案内などとしており、
町への誘客数増加、消費拡大など、町内
産業振興に絶大な効果が表れています。
<http://www.seeds-tama.com/ponte/>

「デマンド交通システム事業 (すずらん号)」の路線拡充

平成十六年に開始したこの事業は県
下初となり、県内外から視察に訪れるほ
ど注目を浴びています。町内商業施設・
病院など町民の足となり、自宅から目的
地まで運んでくれる大変利便性に優れた
運行システムであり、格安の料金設定
であるため利用者に大変喜ばれていて、
地域経済・福祉の面での効果を発揮して
います。高齢化及び生活環境の変化によ
り、運行路線対象外となっていた別荘地
(八ヶ岳山麓地区)に永住する住民が増
加したことで要望があり、路線を拡充す
ることを検討した結果、行政及び運行業
者などのご理解をいただき実現に至り
ました。このことにより更に経済効果が
もたらされることが期待されます。商工
会では商業
部会を中心
にイベント
等を企画し
て商店街な
どへの新規
顧客の獲得
に力を入れ
るよう検討
会議を行っ
ています。



新路線の出発式

長野県のイベント情報

○長野県産品のPRや販路拡大を目的に、主に県の農政部・商工労働部・観光部が今年度後半に開催するイベント情報
です。出展等のお問い合わせは、開催主体までお願いします。

開催日	イベント名称	会場	開催内容	開催主体・連絡先 (電話番号)
9/28 (水) ～ 10/4 (火)	伝統的工芸品等展示販売	東京都庁	伝統的工芸品や地場 産品の展示販売	ものづくり振興課 (026-235-7132)
10/14 (金) ～ 10/16 (日)	信州発“食と味覚”フェア 2011	サンシャインシティ (東京都)	信州の「食」を中心 にした展示即売会・ 商談会	信州発“食と味覚”フェア 実行委員会事務局 (026-235-7198)
10/ 下旬	信州農産物商談会	東京都内ホテル	信州農産物の商談会	農産物マーケティング室 (026-235-7216)
1/26 (木)	長野県産品商談会 (仮)	愛知県産業労働センタ- ウイंकあいち (名古屋市)	長野県産品を対象に した商談会	経営支援課 (026-235-7198)

このほかにも、長野県のホームページ内で「長野県イベントカレンダー」としてさまざまな県産品に関するイベント情報を随時
更新し、掲載しています。インターネットで「[長野県イベントカレンダー](http://www.pref.nagano.jp/syokou/business/04kensen/iventc/2011iventc.htm)」を検索するか、こちらのアドレスを直接入力してください。
<http://www.pref.nagano.jp/syokou/business/04kensen/iventc/2011iventc.htm>



「携帯電話向けのイベント情報」は、モバイルページをご覧ください。

<http://shop.nagano-ken.jp/e4582.html>

※QRコード読み取り対応のカメラ付き携帯電話をお持ちの方は、左のコードを読み取ることで、上記のURLを取得できます。

長野県のイベントカレンダーに関するお問い合わせ先

長野県 商工労働部 経営支援課 〒380-8570 長野市大字南長野字幅下692-2
TEL : 026-235-7198 FAX : 026-235-7197 E-mail: buy@pref.nagano.lg.jp

高齢従業員の 継続雇用に関して



篠原社会保険労務士事務所
社会保険労務士
ファイナンシャルプランナー
篠原 俊文氏

少子高齢化の急速な進行により、今後、労働力人口の減少が見込まれる中、老齢年金の支給開始年齢の引き上げ等の問題から、平成18年4月から高齢者雇用安定法が改正され、平成23年4月からは、労使協定の締結も義務化されています。罰則規定はありませんが、ハローワークでの求人申し込みの際、指導が入ったり、助成金が支給されない場合があります。

今回は、改正高齢者雇用安定法（以下、高齢法）の概要と留意点及び対策を解説します。

「高齢法の概要」

高齢法により、平成18年4月から、65歳未満の定年の定めをしている事業主は、高齢者の安定雇用を確保するために、次の①から③のいずれかの措置を講じなければなりません。

- ① 定年年齢の引き上げ
 - ② 継続雇用制度の導入
 - ③ 定年の定めを廃止
- 但し、②の継続雇用制度の導入に関しては、下記の特例措置があります。

(イ) 特別支給の老齢厚生年金の支給開始年齢の引き上げに合わせて、段階的に義務年齢を引き上げるこ

とが可能。

*平成22年4月～平成25年3月まで

…64歳までの雇用義務

*平成25年4月～…65歳までの雇用義務

(ロ) 労使協定に継続雇用のための基準を設け、基準に該当する従業員のみを、継続雇用することが可能。

*定年退職後も会社で勤務に精勤する意欲のある者

*過去○年間の出勤率○%以上の者

*直近の健康診断の結果、業務遂行に問題が無いこと

*人事考課において、著しく評価が悪くないこと

*人事考課の平均が○以上である者

*指導教育の技能を有する者

など、具体的な基準が望ましいとされます。

(ハ) 労働条件を変更することも可能。

定年前の労働条件のまま継続雇用をしなければならないことは求められておらず、従前の役職、賃金、職種、勤務時間、勤務日数等を変更することもできます。

(ニ) 継続雇用制度が導入されていれば、定年年齢は60歳のままで可能。

「留意点と対策」

◎労使協定を締結しましょう

継続雇用制度を選択した場合、平成23年4月以降は、就業規則で継続雇用に関する基準が記載されていても、その選定基準は無効になり、労使協定の締結が必要になります。

◎労使協定の選定基準は、具体的なものにしましょう

会社が必要と認めた場合という記載内容では望ましくありません。同期で定年を迎えたAさんとBさん。Aさんは再雇用されてBさんは退職となったケースで、具体的な選定基準が無かったために、思わぬやつかみをかい労使トラブルになるケースも増加しています。

◎継続雇用後の労働条件通知と労働契約は必ず締結しましょう

定年後再雇用の時に、職務、契約期間、賃金、勤務時間等、労働条件の変更に伴い、労使トラブルを防止するために、更新ことに提示し契約することが必要です。

◎継続雇用者の賃金を再考しましょう

*高齢者雇用継続給付金の活用

60歳時点の賃金と比べ、60歳以上65歳未満の賃金の減額率が75%未満に低下した場合に減額幅に応じて雇用保険の給付を受けられます。

*在職老齢年金の活用

継続雇用後も厚生年金に加入している場合は、保険料を支払いながら、老齢年金の支給を受けられます。

以上の制度を利用することにより、給与は低下するが従業員の手取り金額は影響が少なくなり、事業主にとっても、所得税、社会保険料等の経費削減に繋がる場合があります。

◎助成金の活用を検討しましょう

定年年齢の引き上げまたは、継続雇用制度の導入を検討する場合、中小企業定年引上げ等奨励金の活用により受給要件に該当すれば、実施した措置の内容及び従業員数により10万円から160万円の範囲で、助成金を受けられる場合があります。

「おわりに」

高齢労働者が今後、ますます増加する中、高齢労働者をいかに有効に活用するかが、企業が存続していくうえでの課題になっていくと思われます。例えば、技術の伝承のために、若年労働者に高齢労働者を教育担当者として活用する企業もあり、実績を上げております。また、社会保障費が増加傾向にある中、ベテランの技術を、低い経費で活用することも可能になります。法的リスクを回避し、早いうちから制度導入を検討していくことが大切であると思います。

退職・解雇の 基礎知識



長野県商工会連合会顧問弁護士
土屋 準法律事務所

弁護士 土屋 準氏

「合意解約」と「解雇」

現在、どの企業も厳しい経営環境にあるため人員削減を考えざるを得ないこともあると思います。従業員の退社については、法律的に言うと会社と従業員が雇用契約を合意の上解約する場合と、会社が一方的に雇用契約を終了させる場合があります。後者を解雇と言っています。

「希望退職の募集」「退職勧奨」

会社と従業員が合意の上雇用契約を解約する場合よく行われるのは希望退職の募集、あるいは退職勧奨があります。その結果、退職に応じた従業員と雇用契約の解約をするのです。

希望退職の募集は、一定の範囲の従業員全員を対象にし、通常、退職金の外加算金を支払うことになり、有為な人材が退職してしまうこともありえます。

退職勧奨は、会社が個別の従業員に対し退職を働きかけるもので、必要に応じ随時行うことができます。この場合、退職の働きかけが度を過ぎして強要

になってしまいうことが無いよう気を付けなければいけません。強要だと判断されれば、退職が無効、取消となり職場復帰をさせるとか、損害賠償をしなければならぬ場合も出てきます。

「解雇」

労働あるいは仕事は、単に生活の資を得るというだけではなく人の生甲斐や人生観にも関わる重要な事柄ですから、会社から一方的に雇用契約を打ち切ることになる解雇は、様々な制限を受けています。

業務災害、産前産後などで休業中の解雇、労働組合に加入したことを理由とする解雇はできない等の法律上の制限、解雇できる事由を挙げていたり解雇手続を規定していたりする就業規則や労働協約上の制限の外に、裁判所の判例が培った制限があります。

「解雇権濫用法理」

一つは解雇権濫用法理と言われるものです。これは、具体的な事情から判断して、解雇することが著しく不合理で社会通念上相当とは認められない場合、その解雇は無効だということです。民法では2週間の予告期間を置けば雇用契約を解約できるとしているし、上記の法律等に抵触しない限りいつでも解雇できるように見えますが、この判例法理により、むしろ解雇は相当の理由がなければできないということになっています。

「整理解雇の四要件」

次は、整理解雇の四要件と言われるものです。会社が経営危機に陥った際、従業員の解雇（これを整理解雇と言います。）によりこれを打開するのは必

要止むを得ないことのように思います。しかし、判例は、こうした際も以下の四要件を満たしていないとその解雇は無効だとしています。その要件とは、①人員削減の必要性（人員削減措置が会社経営上の十分な必要性に基づいているか、又は止むを得ない措置であるか）②解雇回避努力義務（配転、一時帰休、希望退職募集等、解雇以外の方策を採ったか）③被解雇者選定の妥当性（客観的で合理的な選定基準を設定し、公正に適用したか）④手続の妥当性（従業員、組合と整理解雇の必要性、解雇基準、条件等納得できるような説明をしたか、組合との協議等の労働協約があればこれを履行したか）です。

「懲戒解雇」

従業員の不祥事による懲戒解雇は認められます。

しかし、これも、①懲戒事由が就業規則に規定されていること、②同様の事例では同様な処分がなされていること、③違反行為の種類、程度、その他の事情に照らして重すぎないこと、④弁明の機会を与える外、就業規則に定められた手続を守って処分をしていること、が必要です。こうした点が守られていないと無効となります。

「雇い止め」

最後に、期間を定めて雇用契約をしていれば、その期間経過により労働契約は終了します。期間満了後、原則として会社は雇用契約の更新を拒否できます。これを雇い止めと言います。しかし、更新を何度か繰り返していると、雇用継続を期待させる状態にあるものとし期間の定めのない雇用契約と同様になって更新拒絶は解雇と同様相当な更新拒絶理由が必要となります。



株式会社 栗庵風味堂
代表取締役 大窪 幹夫 氏
小布施町商工会長

昔ながらの技術と伝統を 生かし、新商品を開発

信州を代表する観光地、小布施町。年間の観光客数は約百二十万人にもおよび、紅葉が美しい秋のピーク時には、大型観光バスが大量にやってくる。小布施町の街歩きを楽しみに足を運ぶ観光客のお目当てが、栗をアレンジしたお菓子を扱う和菓子店である。小布施は、栗の産地だけあって七社ほど



1864年（元治元年）創業の栗庵風味堂店舗

この人に注目

Vol.88



パリッとしたプレーン・抹茶・ココアの3種類のもなかの皮に栗餡を詰めていただく人気の栗庵もなか

の栗菓子店が集積しており、一八六四年創業の栗庵風味堂もその一つだ。クレープやモップルといった新たなニューのほかに、栗餡を自分で詰める「栗庵もなか」など、個性的なラインナップにはたくさんのファンがついている。

やがてライフスタイルが多様化し、激変する外的環境のもと、思い切った卸し主体から小売り主体へと事業の転換を図った。確かな経営理念を掲げ、大胆な組織改革を進め、独自の道を切りひらいた。昔ながらの技術や伝統を生かしつつ、若い世代をも魅了する新しい開発力を活かして、今後も地元産業の発展のためにお役にたきたいと語っておられました。

（寄稿 小布施町商工会事務局）

技術とサービスで 地域の発展に努める



アクアクララ北信州
株式会社ワールドエコ
代表取締役 福原 初氏

株式会社ワールドエコ アクアクララ北信州は、平成十四年七月に会社設立を致しました。経営方針は一貫して「地域第一」をモットーに顧客のニーズにこたえる。技術とサービスで地域の発展に努める」です。弊社はサンダグループの一企業として栄村に本社を構えており、当グループは建設・運輸・建材を柱に全六社で構成しております。



栄村のアクアクララミネラルウォーター生産工場

水の事業を始め、業を始めた理由は、「全国に誇れる宝であり地域振興の」

要のため」です。

去る三月

十二日に起

きました「長

野県北部地

震」では、栄村白鳥地区にあるプラン

トも被災し数日間の製造休止を余儀な

くされましたが、栄村役場様の計らい

と、皆様方の温かいご支援により早期

復旧を果たす事ができました。

震災直後、栄村村長様の命を受け、

各避難所五ヶ所・約千五百名の方々に

「いの一番」でアクアクララ製品水ボト

ルをお届けをさせていただきました。

ここで「人と水」は無くしてはならな

い関係である事、「水」の重要性を再認

識いたしました。

栄村村民の皆様方は、今なお仮設住

宅にて避難生活を送っております。し

かしながら、持ち前の明るさと根性、

そして何より「栄村愛」を前面に出し、

「栄村の復興」を第一に考え、日々精力的な活動を行っております。

この自然豊かな栄村の宝を、長野県

下はもとより、全国に知っていただき

たいため、栄村発の地元企業として日々

頑張っております。

アクアクララのお申込み・お問合

せは左記の通りです。

フリーダイヤル

0120・320・389

*代理店を随時募集しております。

（寄稿 アクアクララ北信州）



アクアクララは、信州ブランド特産品の証し「信州選」申請中です

「この人に注目」をシリーズで毎号掲載しています。商工会地域内で頑張っておられる方をご紹介します。



受章・表彰のお知らせ

平成23年度春の叙勲
大窪小布施町商工会長が
旭日双光章を受章

小布施町商工会長の大窪
会長が、長年の功績を讃え
られ、旭日双光章を受章さ
れました。

おめでとうございます。



大窪 幹夫 氏 (小布施町商工会長、商工連理事)

県知事表彰の受賞者

平成23年度の県知事表彰に次の方が受賞され
ました。おめでとうございます。(順不同)

森本 光洋 氏 (伊那市商工会長、商工連理事)

秦 和陽児 氏 (泰阜村商工会長、商工連理事)

会田 二郎 氏 (安曇野市商工会長、商工連理事)

坂爪 基浩 氏 (生坂村商工会長、商工連理事)

「平成24年度経済センサス 活動調査」について

総務省、経済産業省は、平成24年2月に全ての企業・事業所を対象として標記の調査を実施します。これは我が国における産業構造を包括的に明らかにすることを目的とした政府の重要な調査であり、正確な統計を作成するため、統計法(平成19年法律第53号)に基づいた報告義務のある調査(基幹統計調査)として実施されます。調査結果は、各種行政施策や学術研究の基礎資料としての活用だけでなく、経営の参考資料として事業者の方々にも活用していただくことを目指しています。調査の趣旨、必要性を御理解いただき調査に御協力ください。



平成24年経済センサス -
活動調査を実施します!

- 平成24年2月1日現在で、経済センサス - 活動調査を実施します。
- 経済センサス - 活動調査は、「統計法」という法律に基づいて実施する、報告義務のある基幹統計調査です。

総務省・経済産業省

長野県信用保証協会の

東日本大震災復興緊急保証

をご活用ください!

- 特定被災区域外**の中小企業者も対象となります。(※)
- 一般保証枠とは別枠で**2億8,000万円**まで
- 法人代表者以外の**保証人は不要**
- 保証料率**年0.80%以下**

取扱期間は、平成24年3月31日までとなっております。

(※) 市町村長の認定書等が必要となります。詳しい認定要件等は、お近くの当協会窓口までお問い合わせください。

中小企業のグッドパートナー&ベストサポーター



長野県信用保証協会

URL <http://www.nagano-cgc.or.jp> e-mail hosyo-tokatsu@nagano-cgc.or.jp TEL026(234)7680

地元若衆・女衆が こっそり おしえる

信州お出かけ 食ベルート



『信州お出かけ食ベルート』 ホームページ URL : <http://www.nagano-sci.or.jp/19route/index.html>

ルートNo.

13

白馬・小谷・池田・松川村

北アルプス満喫！いいとこどりコース

若衆おススメスポット・コース

北アルプスの大自然を満喫しながら、五感で味わうホンモノの癒し旅をご堪能ください。

またコース内周辺には、女衆がイチオシのウマイモンや地域の特産品も目白押し。五感すべてで北安曇を満喫しよう！



白馬 EX アドベンチャー



女衆いちおうまいもん

池田産大マスの香草焼（池田町）、米粉商品（松川村）、手造りアイス（松川村）、ちゃのこ（小谷村）

ルートNo.

14

安曇野

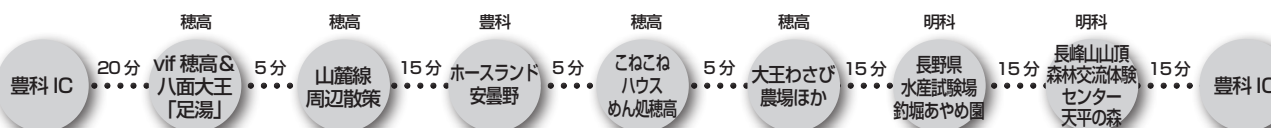
夏の安曇野 思いっきり体験・体感ツアー

若衆おススメスポット・コース

朝早めに安曇野へ到着。好天に恵まれ、「熱気球体験」で朝の安曇野一望からスタート。近くに足湯も。森の中の小道を歩いて、天然酵母の美味しいパンで軽めの朝食をとり、続いて乗馬を体験。お昼は安曇野名物の手打ちそば。せっかくだから手打ちに挑戦してみよう！お昼を食べたら、清流下りへ。つづいて、水産試験場にてマス池の見学＆釣り体験。最後に長峰山にて北アルプスの夕日と安曇平を眺めながら展望風呂にて一日の疲れを癒してみよう。



vif 穂高



女衆いちおうまいもん

信州サーモン丼（安曇野市内）、安曇野フラワー揚げ（安曇野市内）、あずみのステーキ（穂高）、高原牧場和牛炭火焼き（明科）、宝巻き（穂高）、園弁（堀金）

商工貯蓄共済

ひとつの掛金で
三つの備え

この制度は

融資の
あっせん

資金の
貯蓄

生命事故
の保障

の三つの特色を組み合わせた商工会員のための共済制度です。



加入のご案内

I 加入できる人（加入者＝積立をする人）

商工会の会員・家族・従業員

II 生命保障の対象となる人（被保険者）

商工会の会員・家族・従業員で5歳7カ月から65歳6カ月までの健康な方

III 加入期間

10年間

IV 加入口数

被保険者1人につき20口まで（1口2,000円）

ただし、被保険者が申込日現在満15歳未満の場合、加入できる通算保険金額は、1,000万円以内となります。

V 貯蓄積立金および利息

貯蓄積立金は、銀行の1年定期預金扱いで複利となります。

VI 貯蓄積立金の返戻

満期時：満期時には、10年間の貯蓄積立金元利合計をお返しします。

中途解約時：途中で解約される場合は、それまでの貯蓄積立金元利合計をお返しします。

VII 加入者配当金の返戻

毎年決算状況に応じ、納付保険料の一部が積立てられ、満期時等に返戻されます。

VIII 融資

加入口数1口につき100万円以内とし、加入口数に応じ最高2,000万円までの利用ができます（ただし、商工会等での審査があります。）

IX 加入口数と診査区分

契約年齢	告知書扱	診査医及び健 診通知書他扱	保険金 (1口当たり)
6～39歳	1～15口	16～20口	100万円
40～46歳	1～12口	13～20口	
47～54歳	1～20口	—	50万円
55～65歳	1～20口	—	25万円

（注1）ただし、被保険者が申込日現在満15歳未満の場合、加入できる通算保険金額は1,000万円以内となります。

（注2）人間ドックや健康診断を受けられている方については、診査基準上、人間ドック成績表や健康診断通知書（申込日（告知日）から1年以内の受診のもの）のコピーを提出いただくことにより、診査医の診査にかえることが可能です。（ただし、必要な項目がすべて記載されている場合。）

（注3）既契約がある場合は、合算保険金により、告知書扱が変更になることがあります。

はじめて！
えびすくんです
よろしくね

あなたも家族もまるごと守る！頼れる補償の

全国商工会会員福祉共済

商工会会員福祉共済のホームページがリニューアルされました。是非ご覧ください。

<http://www.shokokai.or.jp>

毎月で加入
いただけます!!

「けが」の
補償



けが・病気・がん
しっかり備える

10万人の皆様
にご利用いただいています。

「がん」
重点補償



「病気」の
補償*



先進医療共済金を
新たに追加!
しかも、掛金はそのまま!

大切な、商工会会員の皆さま、だからこそ**加入**できる**特別な制度**です!

共済期間

2010年11月1日午後4時から2011年11月1日午後4時まで

※お申し出のない場合は自動継続となります。

ご加入できる方

商工会の会員とその家族、会員の従業員とその家族、商工会・連合会の役員とその家族であって健康な方が対象となります。（「病気」の補償および「がん」重点補償の場合、健康状態に関する告知義務あり。）

※ただし共済期間開始時点での年齢が満6歳以上満80歳以下（シニア医療特約・「がん」重点補償プランでは満74歳以下）の者に限り、
「家族」とは、①配偶者、父母、子、②同居かつ扶養している祖父母・兄弟姉妹・孫、③配偶者の父母、をいいます。

中途加入

毎月1日午後4時の共済始期でご加入になれます。

*「病気」の補償は「けが」の補償に加入されている方のみがお申込みいただけます。